

『改正「消費税」インボイス経過措置』 本年10月1日より控除割合引下げ

令和5年10月1日から導入された「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」は、影響を緩和するために、段階的な移行を可能とする「経過措置」が設けられています。インボイス制度の次の大きな転換点を令和8年10月1日に向かえ、この日から経過措置の控除割合が引下げられます。これにより免税事業者からの仕入れに係る取引先の税負担が大幅に増加し、取引関係に大きな影響を与える可能性があります。当セミナーでは実施に向けてしっかり準備できるよう対応方法について解説します。これからの税制対応を一緒に勉強しましょう。

■日 時 2026年9月2日(水)
14:00～16:00

■会 場 てらまちビュー空檜(12階)
広島市中区寺町5番20号
広島城南リバーサイドB.L.D

■講 師 税理士 中山 昌実

■参加費 1,000円

■定 員 8名

■お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
(総合企画部／下田・和田)

■お申込み TEL 082-294-5000
FAX 082-294-5007

《 主なセミナー内容 》

1. 「インボイス制度」の変更点
2. 「インボイス制度」の実務対応のポイント

ほか

中山 昌実(なかやま まさみ)プロフィール

税理士法人光和パートナーズ 副理事長・社員税理士
租税対策、税制改正情報とその対応策を検討し提供、経営環境を考慮した経営計画・資金計画の策定等、企業経営のコンサルタントを専門に業務を展開。また、金融機関等でのセミナー講師の経験多数。
著書に「税制改正のポイントと解説」(共著)など。



※都合により、開催日・内容等を変更する場合がございますので、ご了承ください。

次回(第4回)のご案内

- 日 時 2026年10月7日(水) 14:00～16:00
- テーマ 中小企業の『決算実務と税金対策』
- 講 師 税理士 中山 昌実

お申込み → FAX 082-294-5007
<https://www.office-m.co.jp/>

☐ 第3回(9月2日) ☐ 第4回(10月7日) ※参加日にチェックをしてください。

※ お申し込みを頂戴しました後、開催日1週間前頃に受講票をお送りします。

会社名				業種	
ご氏名				お役職	
ご住所	〒 —				
TEL	() —	FAX	() —		
E-mail	@				

お申込みいただいたお客様の個人情報は、当セミナーの実施、当社サービスの案内・提供以外の目的での第三者への開示・提供はいたしません。(但し、業務委託先に必要な範囲で提供する場合を除きます。)

